

島根県障がい福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の指定障害福祉サービス事業者等に雇用される職員の専門性向上を図るため、当該事業者等が運営する指定障害福祉サービス事業所等で直接処遇職員として現に従事している職員（以下「現任職員」という。）が専門性向上のための研修を受講している期間における代替職員の確保等に要する経費について、現任職員に当該研修を受講させる県内の指定障害福祉サービス事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、障がい福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第16号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者並びに同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。

(2) 指定障害福祉サービス事業所等

指定障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援及び同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援の事業を行う事業所等をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、指定障害福祉サービス事業者等がその雇用する現任職員を研修に派遣するための代替職員の確保に必要な経費であって、次の各号の要件のすべてを満たして行われるものに対し補助するものとする。

(1) 現任職員を派遣する研修は、県または県が認定した登録研修機関において実施する喀痰吸引等研修であること。

(2) 喀痰吸引等研修に派遣される者は、現任職員であること。

(3) 喀痰吸引等研修を受講する現任職員は、当該喀痰吸引等研修が開始された日が属する年度内に研修を修了すること。

- (4) 喀痰吸引等研修の派遣期間における現任職員の勤務管理上の扱いは、勤務扱いとすること。
- (5) 代替職員は、現任職員を喀痰吸引等研修に派遣するに当たって当該現任職員を代替することを目的に、新規に雇用され、又は労働者派遣事業者から新規に派遣される職員であること。
- (6) 事業終了後、県に対し、当該受講者に係る認定特定行為業務従事者認定証の交付申請及び当該受講者が従事している事業所等に係る登録特定行為事業者の登録申請（既に登録を受けている事業者等にあつては登録変更申請）を遅滞なく行うこと。

2 県が補助する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者等が代替職員を雇用し、又は労働者派遣事業者から派遣を受ける期間（以下「代替職員の雇用等期間」という。）のうち本事業による補助の対象とする期間は、当該期間の中に、現任職員が喀痰吸引等研修に派遣される日の全部が含まれるものでなければならない。
- (2) 補助の対象経費は、指定障害福祉サービス事業者等が代替職員確保事業の実施に要した経費のうち、上記（1）の期間における次のア及びイであつて、別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、交付するものとする。
 - ア 雇用する代替職員に係る給料（賃金）、手当及び社会保険料
 - イ 労働者派遣事業者から派遣を受ける代替職員に係る労働者派遣料

（交付の算定方法）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額から寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める補助基本額とを比較して少ない方の額以下とする。

（交付の申請）

第5条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金の交付を受け事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）の補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(3) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(4) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して30日を経過する日までとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等を行う場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第10条の規定による軽易な変更については次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 20%を超えない対象経費又は補助金の減額を行う場合

(2) 目的及び内容に影響を及ぼさない場合

（補助事業の検査等）

第9条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 知事は、前項の調査により、規則及びこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内（第8条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は当該年度末のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができるものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、平成31年4月4日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 補助基本額	3 補助率
第3条第2項第2号（ア） 及び（イ）に定める経費 給料（賃金）、手当、社会保 険料、労働者派遣料	260千円	10／10